

前回審議会における質問事項への回答について（所管課への確認結果）

【質問要旨】

○高橋委員

卒業時に進路希望を設定できない生徒数が、設定時の値よりも令和2年度は増えているが、今後それに対する取組がなされるのか。

○渡辺委員

卒業時に進路希望が設定できない生徒に対して、どのようにフォローアップしているのかを知りたい。

【回答要旨】

高校教育の現場では、生徒が社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質能力を身につけていくことができるよう、キャリア教育の充実を図っているところですが、進路の目標が定まらないまま卒業する生徒は毎年一定数いる状況です。

道教委では、生徒の進路指導に関する専門職「キャリアプランニングスーパーバイザー（CPSV）」を全14教育局に配置し、地元企業が求める人材等についての情報収集やインターンシップ受入先を開拓するほか、各高等学校と連携しながら進路希望を設定できない生徒に対してその生徒の適性に応じてキャリアカウンセリングを実施するなど取り組み、地元就職し地域を担う人材の育成を図っているところ。

（CPSVの活動内容）

○各道立高校との連携

- ・生徒の適性に応じたキャリアカウンセリング
- ・生徒や保護者を対象としたキャリアガイダンス
- ・教職員を対象としたキャリアカウンセリングに関する研修会

○企業・関係機関との連携

- ・管内企業の求人や企業が求める人材等の情報収集
- ・管内のインターンシップ受入れ先の開拓
- ・ハローワークと連携した求人情報の収集

○キャリア発達に関する相談業務等

【質問要旨】

○河合副会長

スクールサポーターが実際に利用されたのか。どんな対応だったのか。

【回答要旨】

スクールサポーターは、学校における非行防止や安全確保が重要であることを鑑み、

- ① 少年の非行防止及び立ち直り支援、
- ② 非行及び犯罪被害の防止教育の支援、
- ③ 少年の非行防止及び安全確保に関する支援

などを任務として、全道8名（札幌4名、旭川2名、釧路2名）に配置されています。

スクールサポーターは、問題行動を起こす生徒がいる学校の要請を受け、3ヶ月から1年の長期にわたって、問題行動への対応について教職員に対し指導・助言を実施しているほか、教職員と連携し腕章を着用して校内巡回活動を実施し、少年の非行防止に関する支援を行っています。

また、学校の要請を受け、近年増加するネットトラブルの予防に向けた「非行防止教室」や、大麻などの薬物乱用の危険性などを啓発する「薬物乱用防止教室」の開催などに従事しています。

学校の現場からは、元警察官の経験豊富な助言を得ることができ、また、教職員では説明できない内容を詳しく教えていただき、生徒にとって有意義な時間になったなど、高い評価を得ているところです。

【質問要旨】

○河合副会長

「不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等で相談・指導等を受けた児童生徒の割合」を指標にしているが、不登校児童生徒は、学校内外の機関に相談・指導等を受けた結果、どうなったのか。

また、「不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等で相談・指導等を受けた児童生徒の割合」を指標にしているが、同一児童生徒について年齢を追って調査している数値なのか、数値の意味するところを教えてください。

【回答要旨】

令和2年度道内の不登校児童生徒数は、小学校で 2,696 人、中学校で 6,177 人となっています。このうち、指導の結果、登校する又はできるようになった児童生徒は、小学校で 881 人（不登校児童生徒に対する比率 32.7%）、中学校で 1,937 人（同 31.4%）となっています。

道教委としては、様々な不安や悩みを抱える子どもたちの心に寄り添い、きめ細かく対応するため、学級担任や養護教諭、スクールカウンセラーなどによる面談方式の教育相談はもとより、学校と家庭をオンラインで結んだ形式で実施するなど切れ目のない多様な相談体制を構築し、ICT を効果的に活用した教育相談の一層の普及に努めるなど、子どもたちが安定した心の居場所づくりが図られるよう取り組み、また、不登校の児童生徒についても学びを止めないことができるよう、努めているところです。

なお、指標の数値は、文部科学省が毎年度実施している「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」に基づいていますが、この調査は、同一児童生徒について追跡して調査しているものではありません。

学校内外の機関等で相談・指導等を受けた児童生徒を年度ごとに調査しているものです。

【質問要旨】

○高橋委員

「市町村が実施する1歳6ヶ月児健康診査受診率、3歳児健康診査受診率」を指標にしており、これは、乳幼児期の児童虐待の早期発見の取組と承知しているが、小学生、中学生学童期における早期発見の取組はなされているのか。

【回答要旨】

まず、児童虐待防止法では、虐待を受けたと思われる児童を発見した者（すべての国民）に対して児童相談所などに通告する義務を課しているほか、学校、児童福祉施設、病院、保育園、幼稚園など、特に虐待を発見しやすい職場に勤務する教職員や職員に対して、「早期発見」に努めるよう義務を課しています。

道におきましては、児童相談所全国共通ダイヤル189（いちはやく）の周知や、毎年児童虐待防止月間（11月）にオレンジリボンキャンペーンを実施するなど、道民への啓発に取り組むとともに、地域の関係機関を対象とした研修などを行っています。

また、道内の全市町村では、市町村をはじめ、学校、警察、医療機関、児童相談所などで構成する「要保護児童対策地域協議会（要対協）」が設置されており、学童期の児童につきましても、支援対象児童や虐待リスクのある場合には、要対協を構成する地域の関係機関で情報共有し、早期発見・早期対応に努めているところです。

【質問要旨】

○山田委員

ネイパルの利用者数は年々増えているのか減っているのか。

【回答要旨】

ネイパル6施設の過去3カ年の利用者数は、次のとおりです。

H30 222,725人

R1 208,685人

R2 71,150人